

平成5年（行ウ）第4号再処理事業指定処分取消請求事件

原 告 大下由宮子 外157名

被 告 原子力規制委員会

令和3年（行ウ）第1号六ヶ所再処理事業所再処理事業変更許可処分取消請求事件

原 告 山田清彦 外105名

被 告 国（処分行政庁 原子力規制委員会）

準 備 書 面（216）

青森地方裁判所民事部御中

2025年（令和7年）3月13日

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 浅 石 紘 爾

弁 護 士 海 渡 雄 一

弁 護 士 伊 東 良 徳

弁 護 士 中 野 宏 典

被告ら準備書面(24)(いわゆる「レッドセル問題」(反論))に対する再反論

第 1 本件変更許可の要件の解釈の観点からの被告らの主張の誤り

1 本件変更許可の要件：原子炉等規制法及び再処理事業指定基準規則

本件変更許可の許可要件のうち、施設自体の安全性に関する中心的な要件である原子炉等規制法第 4 4 条の 2 第 1 項第 4 号は、「再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」と規定している。この 4 号要件は、現在の規定では、「規則に定める基準に適合すること」であり、その規則は再処理事業指定基準規則である。

したがって、現行原子炉等規制法の下では、再処理事業指定基準規則の規定に適合していることそのものが許可要件であり、変更許可に際してはその規則の規定への適合性を審査判断しなければならない。

2012 年（平成 24 年）改正前の原子炉等規制法、言い換えれば伊方原発訴訟最高裁判決当時の原子炉等規制法では、その要件が「再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。」（伊方原発訴訟は原子炉設置許可処分が対象であるので、再処理施設ではなく原子炉施設であるが、「災害の防止上支障がないものであること。」の部分は同じである）であり、その規定の下で、「災害の防止上支障がないこと」、言い換えれば安全性そのものを審査判断するために、原子炉設置許可処分と後続の設計及び工事方法認可の間でどのように分担するかという問題意識で、原子炉設置許可処分（変更許可処分も同じ）においては基本設計ないし基本的設計方針のみが審査の対象であるという議論がなされていたものであるが、現行法の下では、それを基本設計・詳細設計という概念を用いて議論するかどうかはおいても、少なくとも再処理事業指定基準規則に規定されていることは、変更許可処分の許可要件そのものである以上、変更許可の要件であり変更許可における審査判断の対象であることは疑う余地が

ない。

2 再処理事業指定基準規則の規定とその解釈

(1) 「安全機能を有する施設」の範囲と規則上の要求

再処理事業指定基準規則第1条第2項第4号は、「『安全機能を有する施設』とは、再処理施設のうち、安全機能を有するものをいう。」と定め、同項第3号は、「『安全機能』とは、再処理施設の運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において、再処理施設の安全性を確保するために必要な機能をいう。」と定めている。その上で再処理事業指定基準規則第15条第1項は、「安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。」、同条第3項は「安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるものでなければならない。」と定めている。そして再処理事業指定基準規則の解説は、同条第3項について、「第3項に規定する『全ての環境条件』とは、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、その安全機能が期待されている安全機能を有する施設が、その間にさらされると考えられる全ての環境条件をいう。」と定めている。

そして再処理事業指定基準規則第7条第1項は「安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。」と定めている。

したがって、再処理施設の運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において、再処理施設の安全性を確保するために必要な機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるものでなければならない。そのため地震力に十分耐えるものでなければならない。

被告らも認めるように、安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって

生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響が特に大きいものが「耐震重要施設」であり、それは耐震重要度分類のSクラスに分類される施設と同義である（被告ら準備書面（24）12ページ注2参照）。つまり、基準地震動による地震に対して安全機能を損なうおそれがないように設計すべきものである（同準備書面12ページ1～3行目）「耐震重要施設」はすべて当然に「安全機能を有する施設」に属している。要するに、基準地震動の変更に応じて耐震補強工事の要否を検討する必要がある施設（言い換えれば「レッドセル」問題で耐震補強工事ができないことが問題となりうる施設）はすべて「安全機能を有する施設」に属する（同時にすべて「耐震重要施設」でもある）のである。

(2) 「安全機能を有する施設」における耐震性能の位置づけ

再処理事業指定基準規則は、「安全機能を有する施設」すべてに、耐震性能を要求している。さらにその中で「耐震重要施設」は基準地震動による地震に対して安全機能を損なうことがないことが要求されている（再処理事業指定基準規則第7条第3項）。

そうすると、「安全機能を有する施設」においては、耐震性を有すること自体もその「安全機能」に属すると解することができ、少なくとも「耐震重要施設」についてはその概念・目的上も耐震性能はその「安全機能」に属するというべきである。

仮に耐震性能が「安全機能」そのものでないと解する場合でも、耐震性がなければ地震時に安全機能を発揮できないこととなるのであるから、少なくとも耐震性能がありそれが維持されていることは安全機能の「健全性」に含まれているというべきである。

(3) 再処理事業指定基準規則第15条第4項、第5項の要請

再処理事業指定基準規則第15条第4項は、「安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理

施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができるものでなければならない。」、同条第5項は、「安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができるものでなければならない。」と定めている。

前項で述べたとおり、「安全機能を有する施設」の耐震性能は、その「安全機能」に含まれるか、少なくとも耐震性能が維持されていることは「安全機能」の健全性に含まれるから、再処理施設においては、安全機能を有する施設はすべて（あるいは狭く解したとしても「耐震重要施設」はすべて）、耐震性能が維持されているかを確認するために運転中または停止中に検査または試験ができるようになっていなければならない、耐震性能が維持されるように保守及び修理ができるようになっていなければならない。

3 まとめ

以上のことは、基本設計・詳細設計という概念を用いるか否かに関わらず、変更許可の要件が「原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」であり、そのための規則である再処理事業指定基準規則に上述のような規定がある以上、それが満たされていることが許可の要件であり、変更許可の際の審査判断の対象なのである。

これを無視して「安全機能を有する施設」あるいはその中の「耐震重要施設」について、耐震性能が維持されているかを確認するために運転中または停止中に検査または試験ができるようになっているか、耐震性能が維持されるように保守及び修理ができるようになっているかを、具体的に、あるいは既に放射能汚染されていて立ち入れないセルが多数あるという現実を踏まえた検討さえせずになされた本件変更許可は、許可要件そのものの審査判断を欠いているのであり、看過しがたい欠落がある。

第2 既存施設の変更という観点からの被告らの主張の誤り

1 被告らの主張のポイント

被告らは、「再処理事業者は、後続の設計及び工事計画（変更）認可の段階において、新たに策定した基準地震動や耐震設計方針に適合するよう、必要に応じて既存の設計等を変更することがあり得るのであって、事業変更許可の段階において建物・構築物等の具体的な材質や構造等に未確定な部分があることは新設する再処理施設の場合と変わりがない。」（被告ら準備書面（24）17ページ7～12行目）とし、これを根拠にして、工事の可否やその具体的内容は工事計画認可等の段階で確認すれば足り、またそうでなければ審査できないなどという主張を展開している。

2 被告らの主張の致命的な誤り

しかしながら、被告らがいう大前提の「必要に応じて既存の設計等を変更する」とか「建物・構築物の具体的な材質や構造」を変更するには、その設備・機器がある場所が工事可能であることが必要である。人が立ち入れずそもそも補強工事や変更工事ができないのであれば、既存の設計を変更できない（概念上変更できても実際に施設を変更できない）し、「具体的な材質や構造」も変更できないのである。

すなわち（第1で論じた原子炉等規制法の解釈の問題を仮に度外視したとしても）、実質的に、設計及び工事方法認可以降の手続で対応するためには、該当箇所の工事が可能であることが必要なのである。

被告らも、そうであるからこそ、事業指定許可・変更許可の要件を定める再処理事業指定基準規則において、「安全機能を有する施設」（少なくとも「耐震重要施設」をすべて含む）のすべてについて、「その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができるものでなければならない。」と定めたのではないのか。このことを変更許可段階で確認しておかなければ、設計及び

工事方法認可以降の手続で対応できなくなる可能性が容易に予測できるからこそ、このような規定を置いたのではないのか。

被告らは、耐震補強工事をせずにすむように、基準地震動にも耐えられるという計算結果を出させようとしているのであろう（そうであるからこそ、工事の可否も決まっていなくて繰り返しているのである）が、もともとストレステスト結果を見ても以前の基準地震動（450Gal）に対する余裕が乏しい本件再処理施設で、基準地震動を大幅に上げる（700Gal）のであるから、主要施設（耐震重要施設）で耐震補強工事がまったく不要などということは本来あり得ない。

3 まとめ

以上に述べたとおり、設計及び工事計画認可以降の手続で対応すべきものでありまたそれで足りるという被告らの主張は、実質的には（どんなことがあっても）補強工事はしないというつもりか、そうでなければ必要が生じたときには補強工事・変更工事ができるような設備であることが前提の議論であり、前者は不当な前提であり、後者は前提を欠くものであるから、本件再処理施設の実情（レッドセルの存在）に照らし、誤りというべきである。

第3 「レッドセル」の耐震補強工法の審査段階について

1 原告らの主張の概要

(1) 原告らの主張の要約

被告らは、原告の主張を次のように要約する。

もんじゅ最高裁平成17年判決(判決要旨2及び判示事項2)が、「床ライナの腐食については後続の設計及び工事の方法の認可以降の段階において対処することが不可能又は非現実的であるとはいえないこと」を判示している」ことからすれば、同判決の事案において、「ナトリウム火災につい

て、最高裁はライナを設置するとした方針は基本設計としている点が重要である。（中略）ライナが設置できるならその厚さや設置方法は設工認でいいとして、ライナが設置できないなら他の方策を考えざるを得ず、それは許可段階で審査すべき基本設計であると判断したものと解される。」とし、本件においては、「大幅にかさ上げされた基準地震動に対応するために耐震補強工事をするということで対応できるのか、できない可能性があるならほかにどうすればいいのかという点は、もんじゅ最高裁判決が言うナトリウム火災時にナトリウムとコンクリートの接触を防止するため、『ライナを設置するという方針』に相当する」から、「耐震補強工事をしなければ基準地震動に耐えられない蓋然性があり、かつレッドセル問題があつて耐震補強工事ができないという現実的な可能性があるとき、耐震補強工事ができない場合に耐震補強工事以外で基準地震動に対する耐震性を満たす方法があるのか、その場合の基本的な方策の検討は、当然許可段階で審査すべきこととなる。」（原告ら準備書面(210) 6 (6)・12ないし14ページ）。

(2) もんじゅ最高裁判決の時点と福島原発事故後の規制法令の全面改正後では、問題の様相が大きく異なっていること

ここで、再度確認しておかなければならないことは、基本設計論の射程は、福島原発事故後の安全審査システムの全面的な見直しによって、かなりの程度変更されていることである。わが国の原子力安全審査体制と法令は、2011年3月の福島原発事故の発生を契機に全面的に見直された。まず、規制機関の二元体制が終わりを告げ、原子力規制委員会に一元化された。

そのため、原子力安全委員会に付議審査することが基本設計、保安院限りで審査することが詳細設計という二分法は新しい審査体制では成り立たなくなった。規制委員会が基本設計も詳細設計もどちらも判断する仕組みになったのである。基本設計と詳細設計は、もともと明快な線を引きにくい問題であったが、

原子力規制機関が規制委員会に一元化されたことにより、規制委員会があらゆる安全審査事項について判断を重ねていくこととされ、その区別は、さらに相対的なものとなっていることを、まず念頭に置くべきである。

(3) 原子力規制法令が改変されたこと

あらたな原子力規制法令において、規制委員会が審査すべき事項が、法令のレベルにおいても、詳細に規定されることとなった点は、前項までで詳細に論じたところであるが、もんじゅ最高裁判決は、これらの規則がまだ存在しない時点で、言い渡されたものであり、法制度の改変によって、当然に見直されるべきものである。これを金科玉条のようにみなすことは誤りである。

(4) 参考とされるべき、ドイツにおける部分許可における「始源的克服不能障害」の観念

また、段階規制における前の段階で、後の段階において、克服できない障害がないかどうかの点についてだけは、審査するべきであるという考えは、原発に関する行政訴訟が進化したドイツにおける議論が参考となる。

前記原告ら準備書面(210)においても、引用したが、伊方最高裁判決についての判例解説においては、この問題について論じた部分に、次のような興味深い言及がある。

「同様の問題が、ドイツにおいても、部分許可の審査対象の問題として論じられているようであり、塩野宏「西ドイツ原子力訴訟の特色」ジュリスト六六八号五一頁は、この問題を「始源的克服不能障害」の観念によって解決するのが西ドイツの判例であり、部分許可の司法審査の範囲は、基本的な設計の具体化が、後の決定により可能である限りにおいて、設計に当初から克服し難い法的障害（技術的障害）が存するかどうかの審査に限定されるものと解されているとしている。」（平成4年最高裁判所判例解説429ページ）。

原告らの主張も、このドイツの判例理論に近い。

2 被告らの反論

以上の原告らの主張に対して、被告らは準備書面(24)の25ページから32ページまで8ページにわたって、反論を展開している。ところで、この反論中には、原告らが先の準備書面(210)で説明したもんじゅ最高裁平成17年判決の引用部分などもあり、せんじ詰めれば、次のような反論を行っているものと理解できる。

(1) もんじゅ最高裁判決の理解

被告らは、もんじゅ最高裁判決は、「床ライナの健全性について、まず、床ライナがコンクリートとの直接の接触を防止するためにどのような設計とされるべきかは、床ライナを設置しようとする部屋の大きさ、床ライナの冷却設備の有無、ナトリウムドレン設備の能力等の周辺設備の具体的仕様等との関係において決定されるべきものといえることができることから、これを後続の設計及び工事の方法の認可の段階における規制の対象とすることは、一般に合理性がある」としたが、「床ライナの腐食対策を行うことにより、2次冷却材漏えい事故が発生した場合に漏えいナトリウムとコンクリートとが直接接触することを防止することが可能であり、設置許可処分の審査時点において考慮されなかった床ライナの溶融塩腐食については後続の設計及び工事の方法の認可以降の段階において対処することが不可能又は非現実的であるとはいえないこと、」「漏えいナトリウムによる床ライナの熱膨張については、床ライナの板厚、形状、壁との間隔等に配慮することにより前記認可以降の段階において対処することが十分に可能であること」「床ライナについては、床面に鋼製のライナを設置するという設計方針のみが原子炉設置の許可の段階における安全審査の対象となるべき原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項に当たるものとし、その板厚等の腐食防止対策や熱膨張により壁と干渉しないような具体的施工方法は、設計及び工事の方法の認可以降の段階における審査の対象に当たるものとした主務大臣(当時)の判断に不合理な点はなく、また、原子力安全委員会等における前記事故に係る安全審査の調査

審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるということはできず、これに依拠してされた高速増殖炉の設置許可に違法があるとはいえないと判断したものである(同判決・判決要旨2参照)。」

(2) もんじゅ最高裁判決の最高裁判例解説

もんじゅ最高裁平成17年判決の前記判決要旨につき、最高裁判所調査官の判例解説では、「腐食防止対策等が具体的仕様等との関連において決定されるべき細目にかかわるものであり、具体的な詳細設計等の段階において対処することが不可能又は非現実的であるといえないとすれば、安全審査の関係者に知見の欠落があったとしても、そのことのみによって、設置許可段階における安全審査の対象とされなかったことが不合理とされるものではなく、設計及び工事の方法の認可の段階で床ライナの板厚の程度等の細目について十分な審査がされないとしたら、同認可の違法が問題とされるべきものであるという立場に立った判示である」(阪本勝・最高裁判所判例解説民事篇平成17年度(上) 273及び274ページ)と説明されている(被告ら準備書面(24) 27-28ページ)。ここまでは、原告側も異論はない。

3 被告らの反論 (28~29ページ)とこれに対する原告らの再反論 1

原告らは、もんじゅ最高裁平成17年判決の判示内容を踏まえて、一般論として原子炉の設置許可や再処理事業の指定(変更許可)の段階の審査において、基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項が「後続の設計及び工事の方法の認可以降の段階において対処することが不可能又は非現実的であるとはいえないこと」の確認が必要であることは、もんじゅ最高裁判決も認めているといえる。(原告ら準備書面(210)6(6)・13ページ)と主張した。

ところが、被告らは、原告らのこのような指摘については、何ら論理的な反論をなしえていない。

すなわち、被告らは、「本件各訴訟における原告らの主張を踏まえても、原

告らが主張する「レッドセル問題」は、仮に原告らが主張する「レッドセル」が存在した場合に、それ(レッドセル問題)が本件再処理施設の耐震補強工事を実現するための工法にどのような影響を与えるかという、耐震補強工事の工法の個別的な選択に関連し得る問題にすぎない。」と主張する(被告ら準備書面(24) 29ページ)。

しかし、これは明らかに誤りである。この問題は、断じて、「耐震補強工事の工法の個別的な選択に関連し得る問題」などではない。「耐震補強が必要とされる場合に、それにもかかわらず、耐震補強工事のため、施設の区画に立ち入ることができず、耐震補強工事そのものが不可能であるかどうか」すなわち、「後続処分において、克服できない障害があるといえるかどうか」が問われている問題なのである。

そして、まさに、本件の場合は、次に述べるように、もんじゅ最高裁判決が述べた「後続の設計及び工事の方法の認可以降の段階において対処することが不可能又は非現実的であるとはいえないこと」が確認できないこと、対処が不可能あるいは現実的とみられることに帰着するのである。

4 被告らの反論(29～31ページ)とこれに対する原告らの再反論2

(1) 被告らの反論

被告らは、被告ら準備書面(24) 29ページ末尾から2行目以降の個所において、耐震補強工事が可能であるかどうかは、設計工事方法認可の段階における審査事項ではないと、驚くべき暴論を述べるに至った。

すなわち、被告らは、「事業指定(変更許可)の段階はもとより、設計及び工事計画(変更)認可の段階においても、安全機能を有する施設ないし耐震重要施設について、これらの施設が地震に対する安全性に係る規制要求を満足するかということとは別に、原告らが「レッドセル問題」として指摘する耐震補強工事の方法(上記各施設に人が直接立ち入る必要があるかどうかとい

う点も含む。)が、原子力規制委員会の審査事項となるものではない。(なお、上記のような耐震補強工事の方法が、設計及び工事計画(変更)認可の審査事項に関連して、取り上げられる可能性もあるが、それは、設計及び工事計画(変更)認可の申請内容の趣旨を明確化する等の観点から取り上げられているにすぎず、耐震補強工事の方法が、設計及び工事計画(変更)認可をするに当たっての審査事項であることを前提とするものではない。)

さらに「仮に、再処理事業者において、技術的にみて実施が困難な工法を工事(変更)計画の内容とするような場合には、使用前確認証が交付されることはなく、再処理事業者は、再処理施設を使用することができないこととなるが、これは、正に、事業指定(変更許可)、設計及び工事計画(変更)計画の認可、使用前確認という段階的安全規制を通じて再処理施設の安全性を確保しようとする原子炉等規制法が当然に想定している事態であるということが出来る。」とのべ、最後に使用前確認ができないはずだから、この施設が動くことはないだろうと居直っているのである。

(2) 原告らの再反論

① しかし、このような議論は、牽強附会の誹りを免れず、論理をもてあそぶだけのものであり、安全審査の実際を無視するものと言わざるを得ない。

② 使用前確認の不合理性

ここで次のような場合を考えてみよう。たとえば、ある原子力設備、例えば断層間近の原発について、基準地震動が10000ガルという科学的知見が見出されたとする。このような想定は、現実に近時起きている地震の現状からすれば、非現実的なものではない。

2024年1月1日の能登半島地震では、5メートルの隆起が起きた。このような隆起の起きた場所に政府と電力会社は、驚くべきことに、珠洲原発を建てようとしていたのである。

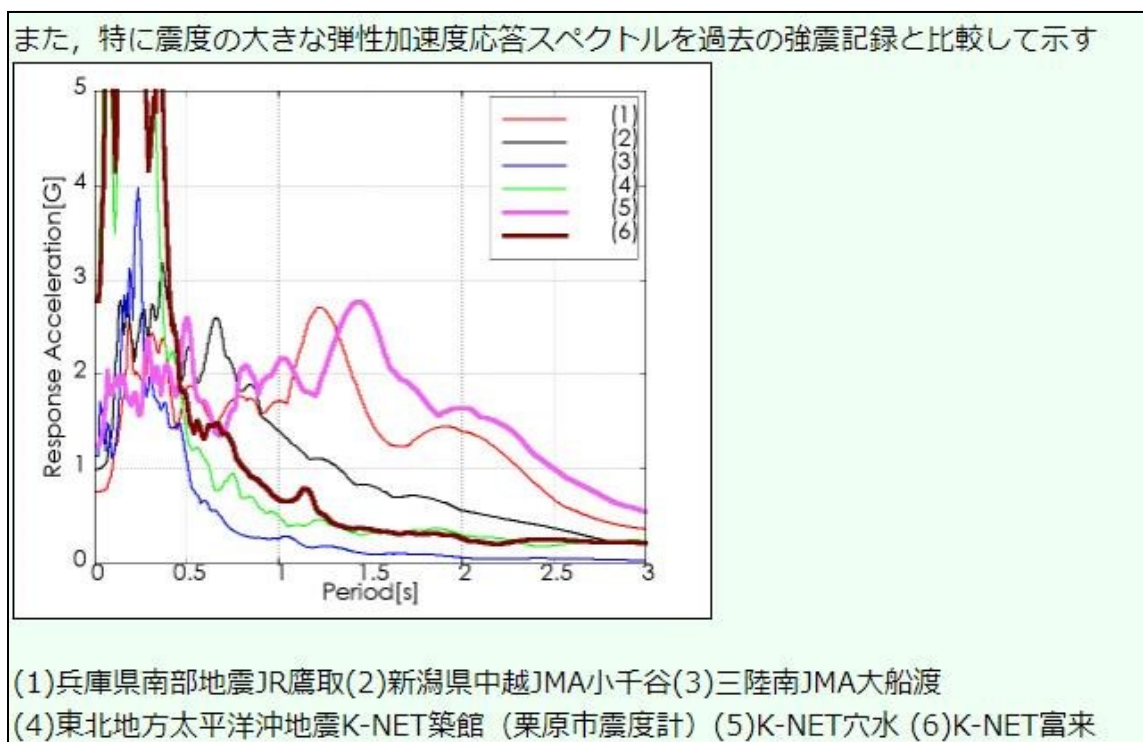
珠洲の住民たちの闘いが、功を奏して、珠洲に原発は建設されなかったおかげ

げで、日本は二度目の破局事故の発生を免れたのである。



(2024年1月1日能登半島地震で約5メートル隆起した深見漁港周辺
北野進氏フェイスブック投稿より)

次に、この地震について政府の地震観測網Kネットの富貴地点の加速度応答スペクトルを紹介して、使用前確認論の不合理性を証明する。



能登半島地震において、最大の地震動を記録したK-NET富来観測点の地震動のスペクトル解析の結果(減衰定数を5%と仮定)は、上図のグラフの茶色線

で表示されたとおりである。同グラフには、比較のために、過去の大地震における観測記録とK-NET穴水観測点の観測記録が記載されている。

グラフの横軸は周期、縦軸は加速度（単位はG（重力加速度）、なお、1 Gは約980ガル）である。これをみると、K-NET富来観測点の地震動は、周期0.5秒以下の極短周期の地震動が極めて大きなものでグラフの上限（5 G、すなわち約4900ガル）を突き抜けている。

函館市訴訟で原告代理人である井戸謙一が境有紀教授に問い合わせたところ、加速度の最大値は12 Gだったとのことであった。すなわち、1万ガルを優に超えていたのである（980ガル×12＝11760ガル）。

特定地点の基準地震動が10000ガルを超えるということはあるのである。被告らの議論に従えば、基準地震動を10000ガルと決めさえすれば、設置許可、設置変更許可をすることができるというのだろうか。

通常の建物と重要機器の全体について、10000ガルの地震動に耐える設計を実現することができるかどうかを、当然規制委員会は、必死に考えることになるだろう、そして、そのような耐震設計がおよそ実現できないということになれば、設置不許可とすることになるだろう。

この説例を見てもわかるように、被告らが、準備書面(24)で展開している議論に従えば、どんな申請であっても許可することになり、すべては使用前確認で確認すればよいということになるのである。

およそ、成立性のない耐震設計の方針を示して、そのとおりの建物ができているかどうかだけを、使用前確認で確認するというようなやり方は、仮に、使用前確認で合格できない施設があれば、そのような建物の建設のために膨大な費用をかけて建設、修理を行うことを先行させようというのであるから、原子力規制行政の自殺というほかない。

5 被告らの反論（31ページ）とこれに対する原告らの再反論3

(1) 被告らの反論

被告らは、準備書面(24) 31ページにおいて、次のように主張している。

「このことは、上記「レッドセル問題」が、以下のとおり、本件事業変更許可処分時において審査された基準地震動の策定の妥当性や耐震設計方針の妥当性といった基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項に何ら影響を与えるものではないことから裏付けられているといえる。すなわち、まず、①基準地震動とは、前記第2の2(2)ア(イ)aのとおり、再処理施設の耐震重要施設の供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による地震動をいい(再処理事業指定基準規則7条3項)、再処理施設の敷地及び敷地周辺の地下構造や地質構造等、地震学及び地震工学的見地を踏まえて策定されるものであり(乙E第13号証90ページ別記2の6参照)、この基準地震動の策定の妥当性が、耐震補強工事の可否を閣題とする「レッドセル問題」によって影響を受ける余地はなく、また、②耐震設計方針についてみても、上記のとおり、ここでの耐震設計方針とは、耐震重要度分類のクラスに応じて設定される地震力に十分耐え得るよう設計するという方針のことであり、このような内容の耐震設計方針の妥当性が、「レッドセル問題」によって影響を受ける余地はないのであって、このことからしても、「レッドセル問題」が本件事業変更許可処分における審査においておよそ取り上げる必要のないものであることは明らかである。」

(2) 原告らの再反論

① 耐震設計方針とレッドセル問題は、極めて密接に関連している

基準地震動の策定がレッドセル問題と関連性がないことは当たり前であるが、耐震設計方針とレッドセル問題は、極めて密接に関連している。

㊦ 「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」は、再処理施設の規制審査の中核といえる規則であるが、同規則は、(地震による損傷の防止) 第七条において、次のように定めている。

第七条 安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。

2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（以下「基準地震動による地震力」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

④ また、（安全機能を有する施設）について定めた第十五条は、次のように定める。

第十五条 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。

2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。以下同じ。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。

3 安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるものでなければならない。

4 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができるものでなければならない。

5 安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができるものでなければならない。

6 安全機能を有する施設は、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、その安全機能を損なわないものでなければならない。

7 安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と共用する場合には、再処理施設の安全性を損なわないものでなければならない。

② これらの規則に適合するかどうかを、規制審査の各段階で確認していくことは当然であるが、その主要な部分は、当然設置許可の段階で審査しなければならない。

被告らの主張によれば、すべての確認は使用前確認時に行えばよいのであり、それより前には、設計基準地震動を策定し、これに従って設計、建設、既設施設の場合は補修をするように命ずるだけでよいことになってしまうのである。確かに、施設がまだ建設されていない場合には、このようなことになることもやむを得ない部分がある。しかし、既に存在している設備が基準地震動に耐えられる基本設計となっているかどうかは、設置変更許可の段階で審査されることになる。

6 すでに運用が開始されていた設備であることを踏まえて検討すべきであること

(1) 本件施設が既設施設であり、アクティブ試験開始後の設備でありながら、施設の竣工前に福島原発事故が発生し、その後国の原子力規制の大改革が行われ、これに伴って、設計基準地震動を大幅に見直さなければならなくなったのである。「レッドセル問題」を検討するにあたっては、このような極めてまれな事態であることを念頭に置く必要がある。

(2) さらに、原発の場合は、炉心内部は水という放射線を遮蔽できる減速材で満

たされているため、原子炉建屋の中まで作業員が立ち入り、配管や機器の耐震補強工事を行うことが可能であるから、原発の基準地震動が引き上げられた場合は、耐震補強のための継ぎ手やバネ等を施設内に設置して、高くなった基準地震動に対応している。これに対して既設炉では、莫大なコストをかけて、この耐震補強工事を行ってきた。

しかし、本件再処理施設のレッドセルでは、このような補強方法をとることができないのである。この点の問題点を、福島原発事故後に明らかになった中越沖地震を踏まえた東京電力内部の検討資料において、再処理施設の弱点については、準備書面(178)の第9項において、詳細に論じたところであるので、参照されたい。

- (3) 本件再処理施設について、「レッドセル」の影響により耐震補強工事ができない蓋然性があり、耐震補強工事以外で耐震性を満たす方法があるのか否かの審査は本件事業変更許可処分 of 段階で実施すべきである。